

11.10.24
・在籍者調査
検査
・住宅復興課へ意見書

県の地震関係補助制度創設に対する中部管内市町村の対応状況

(H12.10.24聞き取り、中部県民局)

<倉吉市> (市町村振興課へ被害報告あり)

住宅復興補助金への対応は県の補助要綱が出てから検討する。(被害が軽微で対象となるかどうか判断できない。)

<羽合町> (市町村振興課へ被害報告なし)

対応不要。

<泊 村> (市町村振興課へ被害報告あり)

今のところ動きなし。

<東郷町> (市町村振興課へ被害報告あり)

今のところ対応は考えていない。

<三朝町> (市町村振興課へ被害報告なし) → 住宅の石垣崩壊1件あり

県の制度創設を待って、住宅復興補助金への対応を検討する。住宅の石垣崩壊(24~5m)で隣家への被害の恐れがあるものがあり、町として何とかしたいと思っていたところである。

<関金町> (市町村振興課へ被害報告あり)

今のところ対応は考えていない。(対応の必要な被害がない。)

<北条町> (市町村振興課へ被害報告なし)

対応不要。

<大栄町> (市町村振興課へ被害報告あり)

対応を検討する。(住宅地の崖崩れあり。)

<東伯町> (市町村振興課へ被害報告あり)

今のところ動きなし。県の制度がはっきりしないので検討していない。(住宅関係の被害は、壁にヒビが入った程度で、軽微である。)

<赤崎町> (市町村振興課へ被害報告あり)

今のところ動きなし。

* 住宅復興補助金 → ・要綱は11月臨時議会までにはある程度説明できるよう
(住宅課住宅企画係) にしたい。

・県の要綱には対象要件に金額的なものは入れず、市町村の判断に任せたいと考えている。